

練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 } 第14条の2 } 省略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額ならびにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))および高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病</p>	<p>第1条 } 第14条の2 } 同左</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 同左</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)の納付に要する費用の額、<u>保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)</u>の納付に要する費用の額、<u>同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同</u></p>

床転換支援金等」という。)ならびに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に関する事務を含む。次号において同じ。)の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額ならびに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))および高齢

条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額ならびにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))および高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))な

らびに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に関する事務を含む。次号において同じ。)の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額ならびに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等および介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))および高齢

者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金および病床転換支援金ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金および病床転換支援金ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の4の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)および貸付金(後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用ならびに後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金および法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。))を除く。)の額の合算額

第14条の4 }
第15条の3 } 省略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金および病床転換支援金ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金および病床転換支援金ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)および貸付金(後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第81条の2第1項の規定による交付金ならびにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用ならびに後期高齢者支援金等および病床転換支援金等ならびに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金および法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。))を除く。)の額の合算額

第14条の4 }
第15条の3 } 同左

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 同左

- (1) 所得割 100分の6.30(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。))第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき32,400円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の5 }
第15条の7 } 省略

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、510,000円を超えることができない。

第15条の9 }
第15条の11 } 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.17(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険

- (1) 所得割 100分の6.45(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。))第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき33,900円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の5 }
第15条の7 } 同左

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、520,000円を超えることができない。

第15条の9 }
第15条の11 } 同左

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 同左

- (1) 所得割 100分の1.98(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険

者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき10,800円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

第15条の13 }
第15条の15 } 省略

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。）は、160,000円を超えることができない。

第16条 }
第16条の3 } 省略

（介護納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.63(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に

者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき10,800円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

第15条の13 }
第15条の15 } 同左

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。）は、170,000円を超えることができない。

第16条 }
第16条の3 } 同左

（介護納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 同左

- (1) 所得割 100分の1.48(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に

規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,300円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第16条の5 第16条の2の賦課額は、140,000円を超えることができない。

第17条 }
 } 省略
第19条 }

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が140,000円を超える場合には、140,000円)の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であっ

規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき14,700円(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第16条の5 第16条の2の賦課額は、160,000円を超えることができない。

第17条 }
 } 同左
第19条 }

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が520,000円を超える場合には、520,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

- (1) 同左

て、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項もしくは第15項または第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、

地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 22,680円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,560円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 10,710円

- (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、245,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 16,200円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 5,400円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,650円

- (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 23,730円

ロ 同左

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 10,290円

- (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、260,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 16,950円

ロ 同左

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,350円

- (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定

する金額に、450,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,480円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,160円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,060円

第19条の3 } 省略
第29条 }

付 則

第1条 } 省略
第3条 }

（平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）

第4条 平成22年度から平成26年度までの各年度における第14条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額および同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当

する金額に、470,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,780円

ロ 同左

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,940円

第19条の3 } 同左
第29条 }

付 則

第1条 } 同左
第3条 }

する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

第5条 }
 } 省略
第7条 }

第4条 }
 } 同左
第6条 }

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第16条の5および第19条の2の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。